

多様な就労機会を創り、 多様な地域ニーズに応じた事業を行う 労働者協同組合

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室
室長 池田 陽平

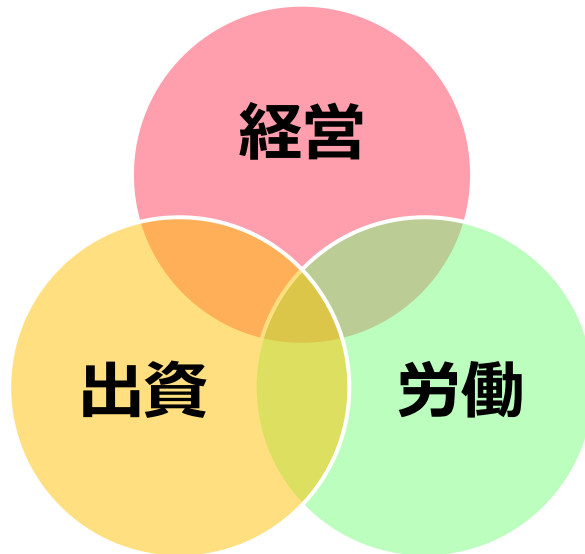
労働者協同組合の概要

「労働者協同組合」は、次の**3原則**からなる基本原理に従って事業が行われることを通じて、**持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人**です。

- ① 出資原則 : 組合員が出資すること
- ② 意見反映原則 : 事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ③ 事業従事原則 : 組合員が組合の行う事業に従事すること
- ※ 労働者協同組合法は、全会一致の議員立法で成立し、令和2年12月に公布、**令和4年10月に施行**された。

【労働者協同組合のイメージ】

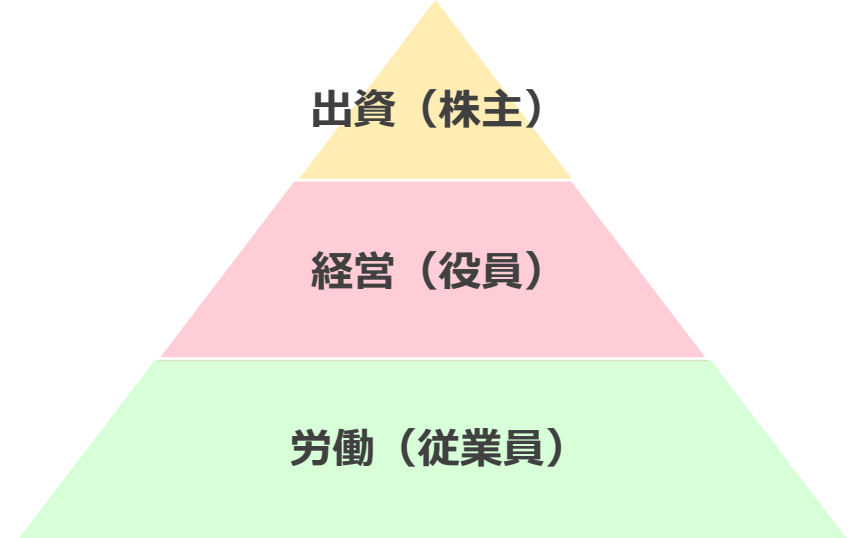
～出資・経営・労働が三位一体～



組合員が、出資し、
一人ひとりの意見を経営・事業運営に反映させ、
自ら事業に従事して働く仕組み

【株式会社のイメージ】

～出資・経営・労働が分離～

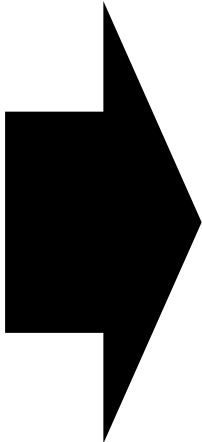


株主が出資し、
役員（経営者）が経営し、
会社に雇用された従業員（労働者）が働く仕組み

労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、地域において、**高齢・障害・子ども・生活困窮等の幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要**とされています。
- こうした多様なニーズに応えようとする人々は、それぞれの考え方や働き方に応じ、NPOや企業組合といった法人格を活用し、又は任意団体として法人格を持たずに活動してきました。
- しかし、NPOでは出資という仕組みがなく、企業組合では営利法人とみなされる、任意団体では個人名義でしか契約できないなど、**従来の枠組みにはいずれも課題**がありました。
- このため、**出資が可能で、非営利性を確保しつつ収益事業を行うことができる新しい法人類型**が求められてきました。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致の議員立法により成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方や人材の活躍を実現し、地域の課題解決や価値創造をするための選択肢**の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の設立・活動状況（概要）

令和8年7月1日時点で38都道府県に**計191法人**が存在しています。

- ※ 北海道、青森県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は16法人

分野の例

※労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能

- | | |
|------------------|---------------|
| ・高齢者支援 | ・農産物の生産等 |
| ・子ども支援 | ・障害児・障害者支援 |
| ・店舗運営 | ・建設・土木・造園（緑化） |
| ・配送 | ・家事・清掃 |
| ・広告物や映像制作、イベント企画 | ・人事・コンサルタント業 |
| ・食品製造・販売 | ・キャンプ場経営等 |
| ・困りごと解決支援 | ・空き家管理 |

※ 地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といった**エッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割**を占めている。

設立方法の内訳

企業組合からの組織変更
→27法人
NPO法人からの組織変更
→15法人

組織変更

42

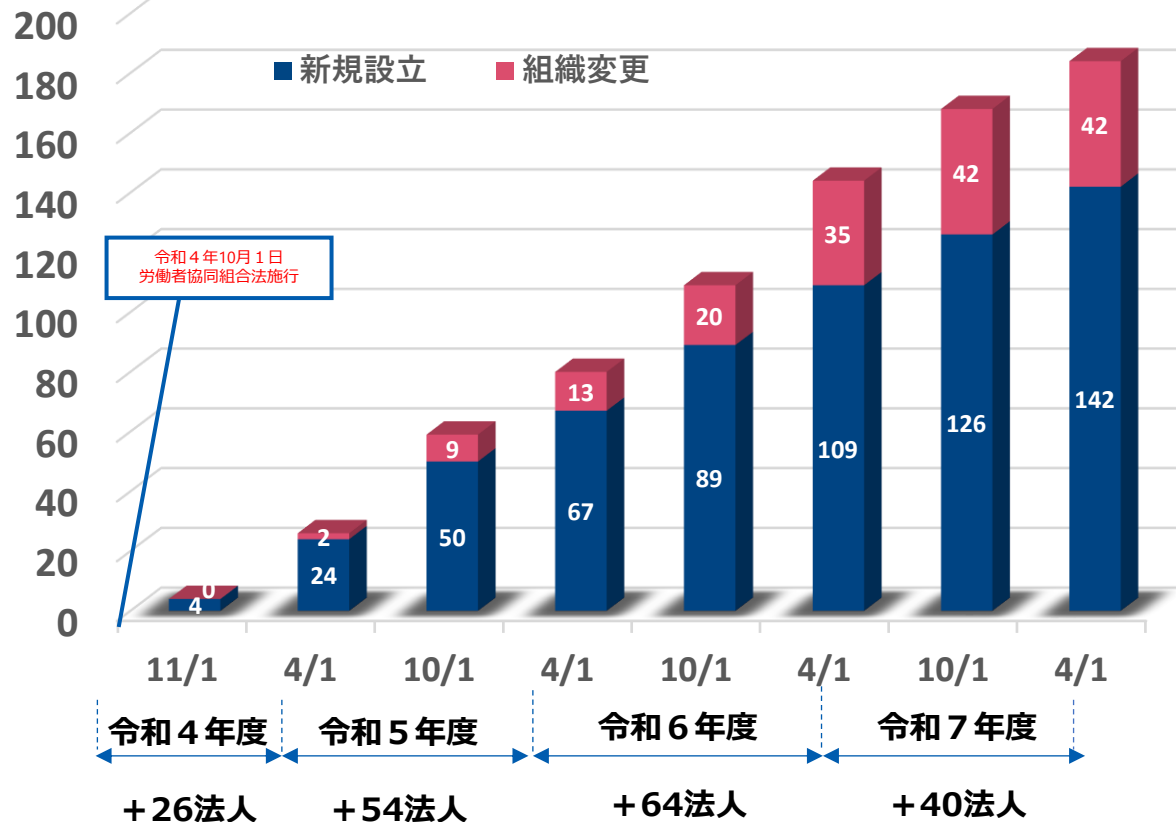
新規設立

149

※企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更は、時限的措置として認められていたものであり、令和7年9月末をもって終了している。

(法人数)

労働者協同組合法人数推移



労働者協同組合の主な特徴

1 目的・事業

- ・**労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能**。 ※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、**持続可能で活力ある地域社会の実現が目的**。

2 出資原則

- ・出資を受けられず会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、**組合員が出資**。
- ・出資の偏りを防ぐため、**一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで**。

3 意見反映原則

- ・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、**組合員には平等に一人一個の議決権**。
- ・組合員の意見反映方策の**定款への明記と**、意見反映方策の実施状況・結果の**総会報告が必要**。

4 事業従事原則

- ・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、**組合員は、個人のみ**。
- ・**総組合員数の5分の4以上が事業に従事し（5分の4要件）**、かつ、事業に従事する者の4分の3以上が組合員であること（4分の3要件）が必要。

5 剰余金の配当

- ・NPO法人（配当不可）や株式会社（出資配当）とは異なり、事業に従事した程度に応じて行う（**従事分量配当**）。
- ※ 利益の追求や収益事業を禁止するものではなく出資配当（出資額に応じた配当）を行わないという意味で、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」（非営利）ことが法定

6 労働契約の締結

- ・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、**労働契約の締結が必要**。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用
- ・労働契約を締結する組合員が、全組合員の過半数であることが必要。

7 設立要件・手続き

- ・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、**3人以上で設立可能**。
- ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、**法令の要件を満たし登記をすれば、簡便に法人格を取得可能（準則主義）**。

他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性※1と事業性※2を両立**させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

営利性 ↑ ↓ 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社	→	社会・経済の 持続的な発展
	出資配当	企業組合 ※年 2 割までの出資額に応じた配当。なお剰余があれば従事分量配当。		
	従事分量配当 ※事業に従事した程度に応じた配当	労働者協同組合		
	配当不可	一般社団法人、NPO法人		

	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の 経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、 サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・ 医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1 株 1 個	1 人 1 個	1 人 1 個	原則 1 人 1 個	原則 1 人 1 個
構成員の 意見反映	一定の事項は株 主総会で決議	一定の事項は総会で議決	・一定の事項は総会で議決 ・意見反映方策を定款に明記 ・意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告	一定の事項は社員総会で決 議	一定の事項は社員総会で 決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事	－	組合員の1/2以上が従事 従事者の1/3以上が組合員	組合員の4/5以上が従事 従事者の3/4以上が組合員	－	－
剰余金の 配当	原則株式数に 応じた配当	・年 2 割までの出資配当 ・なお剰余があれば従事分量配当	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1 人以上	4 人以上	3 人以上	2 人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

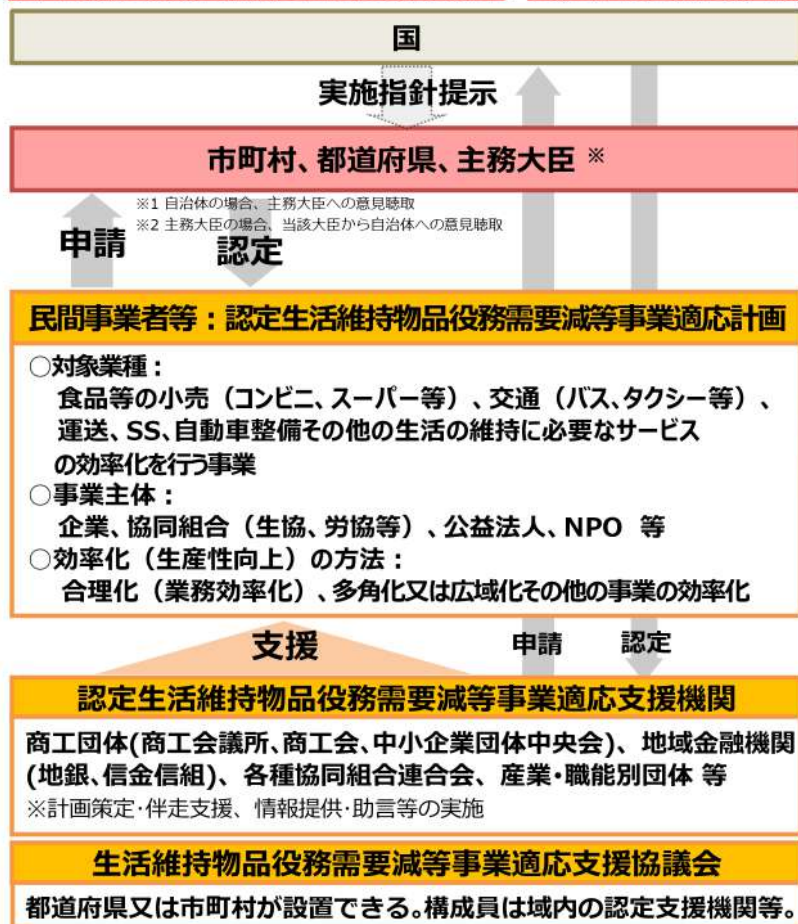
【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

改正産業競争力強化法（令和8年6月5日公布）について①

「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」の制度概要

- 事業者によるエッセンシャルサービス供給事業の持続性確保に資する事業運営の効率化に取り組む事業計画の認定制度を創設し、エッセンシャルサービスの公共的意義を制度的に位置づけて社会的認知を向上させるとともに、認定事業者に対し、資金供給の円滑化のための金融支援等を措置。あわせて、エッセンシャルサービス供給事業者の伴走支援を行う支援機関の認定制度を創設。
- 法律の施行期日は公布後6月以内。実施指針は法律の施行までに策定。



法律に基づく措置
①金融支援措置
・信用補完制度（信用保証・信用保険）による特例 ・中小企業投資育成株式会社による株式引受け等の特例 ・日本政策金融公庫等による特別利率による制度融資の特例 ・中小企業基盤整備機構による債務保証 ・食品等持続的供給推進機構による債務保証等
②事業円滑化に係る措置
・事業承継等における<u>特定許認可等に基づく地位の承継</u> ・地方公務員が事業計画へ参画する場合の兼業許可権者との事前協議 ・生協の員外利用許可と事業計画の認定手続のワンストップ化 ・補助金適化法に基づく財産処分の承認手続の簡素化 ・中小企業基盤整備機構による情報提供その他の協力（講習会等の実施）
③組織変更等に係る措置
・事業協同組合等の設立要件の緩和（必要な発起人数を4人以上から3人以上に引下げ） ・免責的債務引受けを伴う事業譲渡における被承継会社の債権者保護手続の簡素化 ※労協を譲受人とする場合も含む（ワーカーズバイアウト） ・労働者協同組合の組織変更の円滑化（株式会社への組織変更を可能に）

改正産業競争力強化法（令和8年6月5日公布）について②

認定ES労働者協同組合に対する支援措置

地域のエッセンシャルサービス（ES）を供給する事業主体として、労働者協同組合（労協）が担う役割は大きい。ESの供給の持続性を確保するために事業の効率化に取り組む、改正産業競争力強化法に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けた労協に対して、金融支援等の支援措置を講ずる。

【金融支援（資金供給の円滑化）】

認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金について、信用保証、低利融資、債務保証を受けることができる。

①信用保証協会による信用保証

	付保限度額	保険料率
普通保険	2億円	0.41%
無担保保険	8,000万円	0.41%
特別小口保険	2,000万円	0.19%

※認定により上記の付保枠を創設するもの（特定事業者等と異なり一般枠はない）。
※中小機構による債務保証（保証割合50%）の活用も可能。食品販売業者等については別途食料システム機構による同旨の債務保証あり

②日本政策金融公庫等による特別利率による低利融資（国民生活事業）

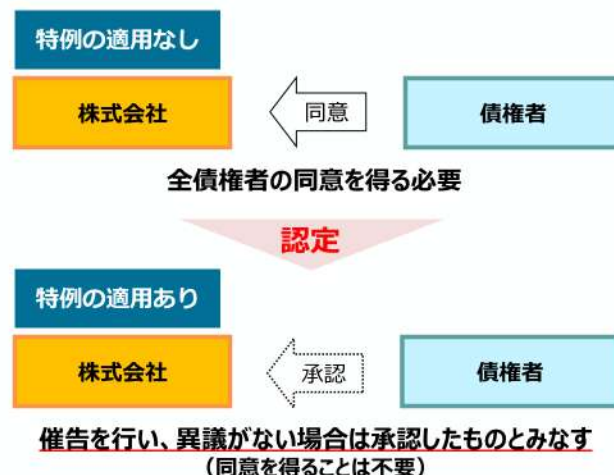
	国民生活事業
資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度	7,200万円
貸付利率	基準利率▲0.90%

※ 中小企業事業は対象外。

注）対象となる認定労協は、その事業の従事者の数が、卸売業では400人以下、小売業・サービス業300人以下のものに限る（特定事業者等と同様の要件）。

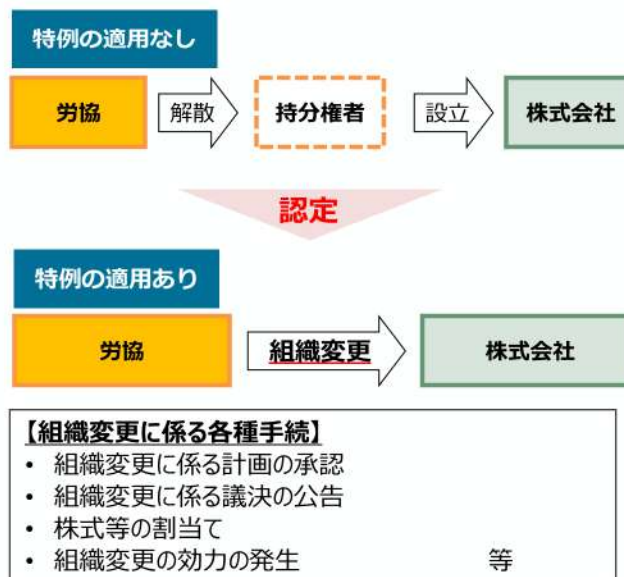
【ワーカーズバイアウトの円滑化】

事業主体の法人形態を株式会社から労協に変更しようとする場合において、株式会社から新設の労協に対する事業譲渡（ワーカーズバイアウト）を行う際、①事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、信用保証協会による信用保証等、左の金融支援を受けることができる。
②免責的債務引受けに係る当該株式会社の債権者保護手を簡略化できる。（下図）



【労協から株式会社への組織変更】

労協の解散及び株式会社の新設の手続によらず、法人格の同一性を維持したまま、組織変更により、株式会社になることができる。



令和8年度当初予算額 75百万円 (80百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

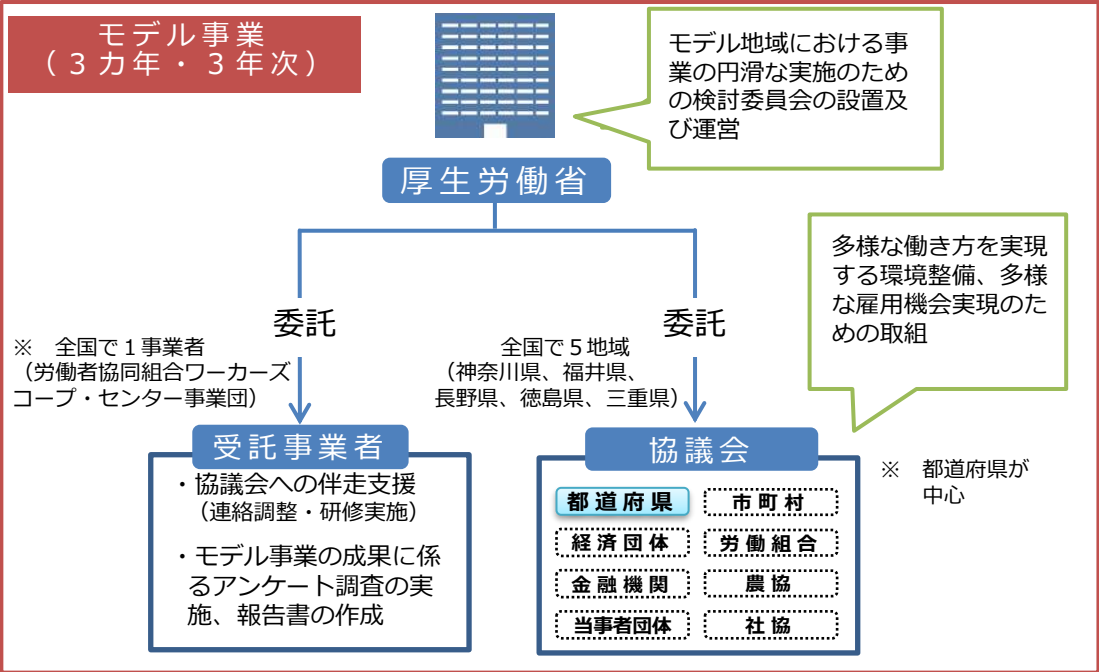
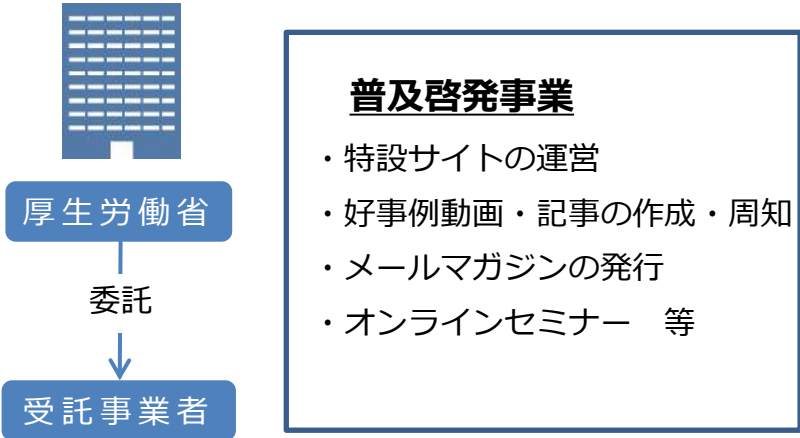
労働保険特別会計			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	約2/3			約1/3

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
 - 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
 - また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するとともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。
- ※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする法人。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業の主な取組

- 特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」において、好事例動画（20本超）・記事（30本超）、Q & A、基礎的パンフレット等を掲載
- メールマガジン「ろうきょうマガジン」による最新トピックの定期配信
- 注目テーマごとのオンラインセミナーの開催（毎回約200名参加）
- 労協の運営に係る主な支援制度を整理した「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」の作成（令和7年10月）
（厚生労働省の助成金、中小企業庁の補助金・よろず支援拠点、日本政策金融公庫及び福祉医療機構の融資施策）
- 労協の「設立から運営まで」を体系的に整理した手引書「ろうきょうガイドブック」の作成（令和8年2月）

好事例の動画・記事

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）
2023年5月20日
はたらくを楽しく、持続する地域を目指して兵庫県京町の南の部、稲穂工業地帯の少し北にある阪神間駅近隣の商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2013年。現在専業で働いていた人々のメンバーで立ち上げを図っています。

詳しく読む



**労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
仙台地域福祉事業所けやきの社**（令和5年4月設立）
2023年5月15日
子どもたちをまなび、地域のみんながよりよくあふれるまちづくりを推進する民間福祉事業所。2020年4月に開所し、今年で4年目を迎えます。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。福祉、児童福祉、子育てひろば3部、市内全域3箇所、中継生の提供の運営を行っています。

詳しく読む



CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立）
2023年3月25日
CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営と野外活動を通じて、現れたい「持続可能な社会の土壌」に、「多様な生き方が生まれること、あらゆる人財（人材）に価値を認めよう」ことを目指して活動しています。2022年に登録制の導入として。

詳しく読む

主な情報提供資料

- パンフレット「知ろう はじめよう ろうきょう」
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
- ろうきょうガイドブック

ろうきょうマガジン 登録はこちらから！

労協に関する制度情報、好事例、セミナー情報等を定期的に配信しています。
特設サイトの更新情報やセミナー情報等を見逃さないためにも、まずはお気軽にご登録ください。

「ろうきょうガイドブック」の公表（令和８年２月）

厚生労働省において、労働者協同組合の「設立から運営まで」を一冊で体系的に整理した手引書を作成しました。



「ろうきょうガイドブック」の目次

1、労働者協同組合という働き方

1-1 労働者協同組合でできること

ー出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方

1-2 労働者協同組合だからできることー他の法人類型との比較

2、労働者協同組合を設立しよう

2-1 最初に決めるべきことは？

2-1-1 設立の基本項目を話し合う

2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成

2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか

2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安

2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと

2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～

2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～

2-5 設立に必要な手続や書類

2-6 定款作成時のポイント

3、労働者協同組合を運営しよう

3-1 3つの原理に則る運営

3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

3-1-2 組合員の権利と責務・義務

3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)

3-3 労働者協同組合の労務管理

3-4 コンプライアンスについて

3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～

3-6 事業年度終了後の手続について

3-7 労働者協同組合の解散について

4、特定労働者協同組合について

5、各種チェックリスト

チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類

チェックリスト②設立後の実務と必要書類

チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

★厚生労働省HP及び特設サイトにて公開

→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

令和8年度 労働者協同組合に係るオンラインセミナー（全4回）

労働者協同組合で実現する地域課題の解決と多様な働き方をテーマとしたセミナーを開催します。ぜひご参加ください！！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1回
第2回
第3回
第4回

ろうきょうオンラインセミナー

地域の課題解決と 事業の承継・創出

～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～

9/12 （土）

14:00～16:00

オンライン開催
参加無料
※事前申込制



2022年10月からスタートした新しい法人制度「労働者協同組合（ろうきょう）」を活用した、自分らしい働き方、地域づくりが広がっています。

プログラム

- ① 労働者協同組合の概要
池田 陽平（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長）
- ② 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の概要
星 明彦（国土交通省 総合教習局モビリティサービス推進課長）
- ③ 基調講演
田中 夏子（日本協同組合学会会長 長野県高齢者生活協同組合理事長）
「地域の課題解決と事業の承継・創出
～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～」
- ④ 事例紹介
・労働者協同組合 TANGO CREW'S（京都府京丹後市）
・海浜あみだ湯労働者協同組合（石川県珠洲市）
- ⑤ パネルディスカッション
2つの事例の取組みを
パネルディスカッションで深めます

【お知らせ】

- Zoom ウェビナーを使用したセミナーとなります。
- プログラムの一部変更となる場合がございます。

お申し込みはこちらから▶▶▶

掲載サイトよりお申込みください。
https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/seminar_2022



主催：厚生労働省

協力：日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

開催スケジュール（全4回）

- | | |
|---|---|
| 1 | <p>令和8年7月16日（木） 14時00分～16時00分</p> <p>「誰かを支えながら自分も働く地域共生社会」
～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～</p> |
| 2 | <p>令和8年9月12日（土） 14時00分～16時00分</p> <p>「地域の課題解決と事業の承継・創出」
～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～</p> |
| 3 | <p>令和8年11月11日（水） 14時00分～16時00分</p> <p>「地域の暮らしを支える新たな選択肢」
～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～</p> |
| 4 | <p>令和9年1月16日（土） 14時00分～16時00分</p> <p>「ミドル・シニアの活躍 多様な働き方」
～労働者協同組合で働きがい向上～</p> |

参加申込みはこちら！！

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum>



労働者協同組合活用促進モデル事業（令和6～8年度）について

実施地域	神奈川県	福井県	長野県	三重県	徳島県
主な取組	周知広報	設立支援	就労支援	準備支援	
	HP、SNS ちらし、メール フォーラム	相談窓口 伴走支援 ワークショップ・講習会	相談窓口 マッチング支援 面接会	職場見学 職場体験 職場実習・研修	
成果	モデル事業を通じて設立済みの労働者協同組合 11法人 ※さらに1法人が設立予定 ー食品製造・販売（4：食品販売、弁当・総菜の製造・販売等）、子ども支援（3：放課後等デイサービス等）、高齢者支援（2：食・栄養支援等）、困りごと解決支援（1：公共ライドシェア）、配送（1：食品・日用品配送）、農産物の生産等（1：イチゴ生産・販売） ※カッコ内の数値は法人数				
効果的な取組例	○ 市町村や地域関係者（労福協、労働金庫、農協等）との連携（周知・協力依頼、都道府県の協議会の構成員への参加促進等） ○ 庁内関係部局（地域づくり、福祉、農業等）との連携（周知協力依頼等） ○ 映画上映会、マスメディア（ラジオ等）やSNSの活用 ○ 大学との連携（寄付講座を設置し、労働者協同組合の活動紹介等）				
主な課題	○ 認知・関心不足（集客困難等） ○ 市町村ごとの温度差 ○ 経営支援のノウハウ不足	必要な 対策等	○ 国の特設サイト充実等（社会性と事業性を両立した労協可視化、エビデンス蓄積等） ○ 市町村や地域関係者との連携を実現している協議会の取組の横展開 ○ 支援策リーフレット（よろず支援拠点を含む。）等の周知・案内		

市町村の取組事例（広島県広島市：平成26年度～）

【市の概要】

人口：1,170,275人 世帯数：585,426世帯 高齢化率：26.6%

(R7.3末時点 広島市住民基本台帳データより)

現状・課題

- ・ 少子高齢化や転出超過の進行に伴い、地域の活力低下や担い手不足が課題。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方を実現していくことが必要。

【広島市「協同労働」促進事業】

「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援（平成26年度～）

⇒ 構成員のうち半数が60歳以上という年齢要件を撤廃（令和4年度～）

伴走型支援

協同労働 支援センター事業

- ・ 広島市シルバー・協同労働センターから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託
- ・ 経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから、その後の運営までの伴走型支援を実施

補助金交付

「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業

- ・ 協同労働支援センターの支援を受け、具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、外部有識者による評価（事業可能性検討会議〈年2回開催〉）等を行った後、認定された団体に補助金を交付
- ・ 立ち上げに要する経費に補助金「補助率1/2（上限100万円）」を交付
- ・ 概算払いで支給し、翌年度の5月までに精算処理

現在35の協同労働団体が活動中

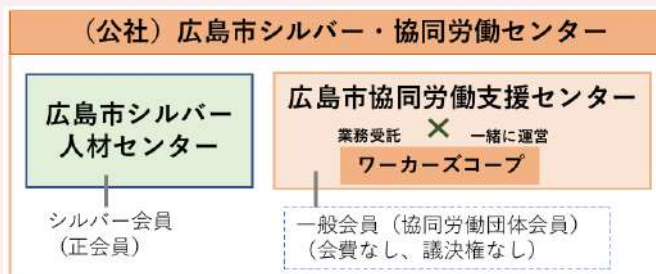
（うち1つが労働者協同組合）

事業内容

困りごと支援	22
サロン	18
農業	6
食	4
町内会等連携活動	7
子どもの居場所、学習支援	2
フリーマーケット運営	1
スポーツクラブ運営	1

★広島市協同労働支援センターについて★

- ・ 令和7年度より、シルバー人材センターと統合。
- ・ 統合の効果は以下のとおり。
 - ①両センター相互の会員数、団体数の増加
 - ②シルバー人材センター、協同労働団体の就業機会拡大
 - ③団体の人材育成、業務拡大、リスク低減、安定性・信頼性向上(シルバー人材センターが開催する研修・講習会の活用)
 - ④両センターそれぞれが持つ利用者からの声・ニーズ、地域課題を共有



(※) 地域運営組織（RMO）との関係
「ひろしまLMO」として、全小学校区での地域運営組織の設立を推進。一部のLMOでは、協同労働団体が参加し、事業の一部を担う。

(出典) 広島市資料を元に厚生労働省にて作成

市町村の取組事例（京都府京丹後市：令和3年度～）

【市の概要】

立地：京都府の最北端 人口：50,864人 世帯数：20,138世帯 高齢化率：35.3%

（R2国勢調査）

現状・課題

- 人口減少・高齢化の進展により、限界集落の数は直近10年で3倍に。
- 行政区の機能低下により、地域活動が継続できないおそれ。
- 民業の撤退により、買い物や移動の困難、空き家の増加などの多様な地域課題が顕在化。

【地域振興の方針】

行政区の活動を下支えしつつ、地域が自ら課題を解決できる仕組みづくりを支援

守る

行政区の活動支援

課題
解決

新たな地域コミュニティ

稼ぐ

地域活動の事業化

協同労働による地域づくりの推進
（事業化による雇用創出・活動の持続性）

労働者協同組合
TANGO CREW'S

Step1

市民等対象の
研修会・相談会
（R3年度～）

Step2

相談窓口の設置
（R4年度～）

Step3

R5・6年度：設立支援コーディネーター
R5年度～：運営支援補助（補助率1/2、上限30万円（最大3年間））

労働者協同組合
設立

市町村の取組（茨城県つくば市：令和5年度～）

【市の概要】

人口：258,951人 世帯数：120,200世帯

（R7.4.1時点 つくば市住民基本台帳データより）

現状・課題

- ・ 中心部は人口増加傾向だが、周辺地域では高齢化率が上昇しており、地域間のギャップが存在している。
- ・ NPO法人や市民団体の数が多く、地域に根付いた活発な市民活動を行う素地が養われている。

格差を生まずに地域に必要なサービスを地域の人たちと一緒に
どうつくっていくかということを考えていく



労働者協同組合の活用によって多様な働き方により持続可能で活力ある地域づくりを目指す

地域づくりを仕事にしよう

「自分住んでいる地域をもっとよくしたい！」
「困っている人々を助きたい！」という思いを
仕事にしてみませんか？

令和7年度(2025年度)
協同労働(労働者協同組合)について学ぶセミナー

労働者協同組合とは、働く人が結成して組合となり、地
域性・人間的・社会的な価値を生み出す活動をし、共に働く
新しい組織です。経営者・役員・運営・労働者という働き
方を「協同労働」といいます。多様な働き方により持続可能な
地域づくりを実現します。

参加無料

令和6年度参加者の声

労働者協同組合に
関する相談窓口

労働者協同組合
運営費補助金

つくば市における労働者協同組合へのサポート

労働者協同組合に関する 相談窓口の設置

労働者協同組合の設立・運営
等に関する相談窓口を隔週1
回で設置

労働者協同組合セミナーの実施

制度や事例等を紹介するセミナーの実施

（開催実績）

令和7年度：全10回延べ89名参加
令和6年度：全8回延べ88名参加
令和5年度：全16回延べ129名参加

労働者協同組合運営費 補助金

最初に交付を受けた年度を含め
て5年度間のうち3回、毎年度
60万円を限度として、人件費、
報償費などの補助対象経費の1/2
までを補助

（出典）つくば市資料を元に厚生労働省にて作成

労働者協同組合の2つの意義と具体例

①多様な就労機会の創出

○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業
- ・フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）
（労協）上田（長野県）
（労協）キフクト（神奈川県）、YURAMEKI（労協）（愛知県）
（労協）こども編集部（兵庫県）

○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）
（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）
（労協）うつわ（大阪府）、（労協）あるく（熊本県）

②多様な地域ニーズに応じた事業実施

○地域のエッセンシャルサービスの供給

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・子ども・生活困窮関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）、
イトバードカンパニー（労協）（東京都）、（労協）法人ほっと会（静岡県）、
（労協）コトノワ（熊本県）
（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県）
（労協）うんなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）
つくば（労協）（茨城県）
（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者協同組合ワーカーズコープちば（千葉県）（令和4年12月組織変更）

- 設立年月 1987年3月（2022年12月に企業組合から組織変更）
- 業種・事業内容 建物等維持管理業、倉庫業、老人福祉・介護事業等
- 組合員数（年齢構成） 総数240人（10代～80代、特に65歳以上約90人）
- 資産 約1.5億円 売上高 約5.9億円 収支 +約1,600万円
- 施設等 本部（船橋市高根台）ほか11拠点（居宅・訪問介護ケアステーション等）
車両運搬具、オフィス器具等の設備
- 沿革・経緯
 - ・ 1987年、自治会等の住民有志が、中高年失業者の働く場づくりを目的に、**任意団体**を設立。
 - ・ **清掃・物流**等の身近な仕事から活動開始。2000年施行の**介護保険制度の事業**を運営するため、2002年に**企業組合**を設立。労働者協同組合法の成立を受けて、2022年に**組織変更**。
- 特徴
 - （多様な就労機会の創出の観点）
 - ・ ビルメン、物流、清掃、**介護・障害福祉、子育て支援**等、幅広い分野で働く場を用意。
 - ・ **10代から80代まで240名**が参画し、スキルやライフステージに応じた多様な働き方を実現。
 - （多様な地域ニーズの充足の観点）
 - ・ 近年、**生活困窮者支援を強化**し、自立相談・就労準備・居住支援等の伴走型支援も展開。
 - ・ 「フードバンクちば」による食品提供や「制服バンク」によるリユース等、地域の**貧困問題**に対応。

※情報は原則2025年3月時点



労働者協同組合うつわ（大阪府）（令和5年3月設立）

- 大阪府大阪市で、志を同じくする仲間の訪問介護事業所の管理者やサービス管理責任者、登録ヘルパーが集まり、訪問介護事業を行う労働者協同組合を設立。
- 以前までの職場では上司や同僚との介護に対する考え方の違いなどを感じており、自分たちが追い求める理想的な介護を行いたくても組織の方針に従わなければならない場面もあり、自分たちが理想とする介護のできる法人を立ちあげたいと思っていた。
- 一人ひとりが対等の立場で話し合いを大切にする労働者協同組合の働き方に着目し、調べていく中で、大阪府主催のセミナーに参加して、法人設立へ。
- より良いケアの追及のためには考える時間や話し合う時間を取り、一方的な意見ではなく、みんなの意見を取り入れ、ケアの実践に生かしていくことが必要不可欠。
- 以前までの職場では実践できなかったケアの質をみんなで追求できる働き方に、本来あるべき介護の姿、介護事業の未来を感じているという。



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（兵庫県）（令和5年4月設立）

- ・ 阪神尼崎駅の近くの商店街を拠点に、高齢者や子どもの居場所づくり、商店街の活性化や住民のコミュニティづくり、高齢者の生きがい就労事業まで幅広く事業を実施。
- ・ 設立当初は組合員の前職の造園と、地域のニーズが高かった介護事業から始まったが、地域や住民の要望に応える形で事業の幅が広がった。
- ・ 皆で話し合いを繰り返し、頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く「押しチャリンピック」や、尼崎城再建をきっかけとして始まった「刀（カタナ）トング」による清掃活動など、工夫を凝らしたイベントを行っている。
- ・ 令和4年4月には兵庫県尼崎市「高齢者生きがい就労事業」を受託。前身事業では軽作業の提供が主体であったものを事業転換し、生きがい就労の提供やマッチング、生涯学習、高齢者に特定しない新しい地域づくりの場としての多世代交流などを実施。利用者数増や利用者の自主的な意見や話し合いが活性化。
- ・ これからは、サロンや自治会など地域の中でも支えあう仕組みとして「生きがい・はたらく」場を作り出し、住民自治を可能にする行政と民間の協働をめざしている。



エイトボードカンパニー労働者協同組合（東京都）（令和5年5月設立）

- 東京都板橋区で地域密着型通所介護、介護予防、日常生活支援総合事業を行う労働者協同組合。現在はリハビリデイサービスを主体の事業としている。
- 地域福祉を学び介護業界で経験を重ねた代表が、病院や施設でリハビリを提供することよりも地域で困っている人の支援を行うことがより目指す形であると考え、法人の立ち上げを決意。新たに施行された労働者協同組合の働き方が自身の考えに近いものと考え労働者協同組合法人を設立した。
- 現在は介護事業の他、社会事業として月一回こども食堂を開設したり、子供の居場所づくり、高齢者と子供の交流行事などを行っている。
- 今後も、地域の高齢者の方を元気に導きつつ、子供たちに向けた社会事業を継続して行いたいと考えており、また、居場所の中で悩み相談を受け、提案や公的機関へと繋ぐような場所を作っていくことも目指している。



労働者協同組合法人ほっと会（静岡県）（令和5年5月設立）

- 静岡県藤枝市で、任意団体として、認知症と共に歩む家族の会の活動をおこなってきた団体の分会として活動。
- 活動の幅を広げるため法人格の取得を目指す中で、メンバーが横並びの関係で運営、設立手续が簡単、地域が抱える課題解決が目的、自治体と連携した事業に取り組みやすいなどの理由で、NPOより自分たちに合っていると、労働者協同組合の法人格を選択。
- 現在は、認知症家族会の活動、講座・セミナー開催、居場所・認知症カフェ「輪笑（わっしょい）」の運営、介護予防・日常生活支援総合事業通所Bなどを行っている。
- また、新たな取組として、こども食堂・地域食堂を開設した繋がり支援、ヤングケアラー支援、旅行を諦めている方への旅行支援など、地域の人々のニーズに応じ、多種多様な支援サービスの提供を目指している。



労働者協同組合あるく（熊本県）（令和4年11月設立）

- 熊本県熊本市において、長年にわたり障害福祉サービスで働いていた方々が立ちあげた、**障害者の生活介護事業を運営**する労働者協同組合。
- サービス利用者への活動機会の提供にあたっては、あらかじめ決まった活動を用意しておくのではなく、**本人がやりたいこと、できそうなことを相談しながら活動の中に入れていく**こととしている。
- 組合員の働き方についても、これまでの組織では、それ以上もそれ以下もしてはいけないということを経験してきたが、**労働者協同組合では、現場に決定権があって、みんながやってみたいと言ったことを実現しやすい**と感じている。
- 今後は、生活介護にとどまらず、子どもから老人まで、そして障害の有無にかかわらず、社会の中で必要とされているものをすべて組合の中で展開していくことを目標にしている。



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）（令和5年4月開設）

- 埼玉県所沢市にある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き、地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談があった。
- 当該団体は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を転々としてきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者などを対象として就労訓練を実施していたが、相談を契機に、こうした方とともに働ける就労の場を作るため、豆腐屋を再開。
- その後、全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合う中で、**豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げ、障害者の就労継続支援B型事業所として運営**することに。
- 支援する／されるという一方的な関係ではなく、**障害のある利用者も含め「ともに働く仲間」**であるという考え方の下、ライフステージや個性に合わせた多様な働き方ができる就労の場づくりに取り組んでいる。
- 今では**豆腐、菓子の製造・販売にとどまらず、農福連携の活動（原料である大豆等の栽培）などにも取り組んでいる。**



労働者協同組合こども編集部（兵庫県）（令和5年3月設立）

- 兵庫県神戸市で、地域のお店や個人、公共施設等から依頼を受け、こどもたちにメディア（伝えるもの）作りの機会等を提供。
- 令和2年、「学校でも部活でも塾でも習い事でもない、こどもたちが素の表情で繋がることができる場所をつくりたい」という想いに引き寄せられるように、様々な技能を有するフリーランスのメンバーが集まった。
- 大人もこどもも、関わるすべての人が一緒に成長できる場所にしたいと、集まるメインミッションを「メディア作り」とする。
- これまで任意団体として活動してきたが、労働者協同組合における、メンバー一人ひとりが協力して働く「協同労働」の理念に惹かれ、令和5年3月に労働者協同組合を設立。
- 編集部員（こども）が、大学のゼミの様に興味がある内容に分かれて制作・活動を行うプロジェクト活動と、外部から広く参加者を募り、取材や文章だけではない、幅広いテーマで開催する勉強会やワークショップの活動がある。
- 今後、共感してくれる仲間や地域とともに活動を広げていきたいという。



労働者協同組合コトノワ（熊本県）（令和5年6月設立）

- 熊本県玉名市で障害児通所支援事業および保育所等訪問支援事業を運営する労働者協同組合。様々な環境におかれている子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、人とのつながりを大切にすることで、子どもたちが豊かな人生を送ることができるよう様々なサポートを実施している。
- 廃校となった小学校で放課後等デイサービス事業を行っていたNPO法人に事業閉鎖の話があり、地域から存続の強い要望があったことから、当時そのNPO法人で児童指導員として働いていた現コトノワ代表理事が事業を承継した。
- 事業承継時の法人形態を検討する中で、NPO時代の代表に勧められた労働者協同組合の形式は自分たちがやりたい仕事と働き方を、自分たちでつくっていけるイメージがあり、選択した。
- 障害や発達の特性を理解し寄り添う伴走者を目指す中で、労働者協同組合という形は、未来に向かっていく子どもたちをサポートし支える「伴走者」にふさわしい事業組織のあり方だと考えている。

